

# 委託契約と委託料金の支払いはこちらです。

## 再商品化合理化拠出金制度が始まりました。

容器包装リサイクル法の改正により平成20年度からは、「事業者から市町村への再商品化合理化拠出金制度」が実施されました。特定事業者は、再商品化実施委託料に加えて、拠出委託料を支払う必要があります。この拠出委託料は、再商品化委託申込量（個々の事業者の再商品化義務量）に、新たに設定した「拠出委託単価」を乗じた金額です。

拠出委託料

=

拠出委託単価

×

再商品化委託申込量

## 再商品化委託申込み方法

オンラインによる申込

■財団法人 日本容器包装リサイクル協会

オンライン手続き ➡ <https://reinscp.jcpra.or.jp/>

郵便による申込

申込用紙の郵送による申込の場合は、お近くの所属商工会議所・商工会へ。

## 金額により分割払いが出来ます。

■委託料金の支払い方法（金額により分割払いができます）

年間実施委託料金	支払回数	4月	7月	10月	翌1月
10万円以下	一括払い	—	全額	—	—
10～3,000 万円未満	一括払い	—	全額	—	—
	3分割	—	50%	25%	25%
3,000万円 以上	2分割	50%	50%	—	—
	4分割	40%	30%	15%	15%

## お問い合わせは？

申込書類請求、  
書類記入に関する  
お問い合わせ先

財団法人 日本容器包装リサイクル協会 コールセンター

TEL.03-5251-4870（受付時間：平日 9:30～17:30 土・日・祝祭日を除く）

ホームページ URL：<http://www.jcpra.or.jp>

※義務を履行すべき当該年度が終了しても、その義務が消滅することはないため、過年度分の申込みは随時行ってください。